令和２年６月１日　訓令第２７号

南部町建設工事関連業務委託に係る低入札価格調査制度実施要領

（趣旨）

第１条　この訓令は、南部町が発注する建設工事関連業務委託（委託する業務の種類が測量、建築関係建設コンサルタント、土木関係建設コンサルタント、地質調査及び補償建設コンサルタントであるものをいう。以下「業務委託」という。）の低入札価格調査の実施に関し、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の１０第１項の規定に当該すると認められる場合の基準及び事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（適用対象業務委託）

第２条　予定価格１，０００万円以上の業務委託を、この訓令の対象業務委託（以下「適用対象業務委託」という。）とすることができる。

（調査基準価格）

第３条　調査基準価格は、適用対象業務委託の契約を締結しようとする場合において、契約の相手方となるべき者の当該申込価格が、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）をいうものとする。

２　調査基準価格は、別表の業種区分に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表①から④までの合計額とする。ただし、測量業務に係る契約については、その割合が１０分の８．２を超える場合にあっては１０分の８．２と、１０分の６に満たない場合にあっては１０分の６とするものとし、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務の契約については、その割合が１０分の８を超える場合にあって１０分の８と、１０分の６に満たない場合にあっては１０分の６とするものとし、地質調査業務に係る契約については、その割合が１０分の８．５を超える場合にあって１０分の８．５と、３分の２に満たない場合にあっては３分の２とするものとする。

３　前項の規定にかかわらず、特別なものについては、１０分の６から１０分の８（測量業務にあっては１０分の６から１０分８．２まで、地質調査業務にあっては３分の２から１０分の８．５まで）の範囲内で契約担当者が定める割合を予定価格に乗じて得た額とする。

４　前２項の算出額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（準用）

第４条　適用対象業務委託における低入札価格調査制度の実施については、この訓令に定めるもののほか、南部町建設工事低入札価格調査制度実施要領（令和２年南部町訓令第２５号。本条において「建設工事実施要領」という。）第４条から第６条まで及び第８条から第１２条までの規定を準用する。この場合において、建設工事実施要領第９条及び第１０条中「工事」とあるのは「適用対象業務委託」と読み替えるものと

する。

（調査の実施）

第５条　当該適用対象業務委託の所管課長は、調査基準価格を下回る価格の入札があった場合、その価格によっては、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて、次に掲げる内容について入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行うものとする。ただし、対象業務委託に応じその内容の一部を省略できるものとする。

（１）　当該価格により入札した理由書
（２）　当該業務の履行体制
（３）　見積書又は内訳書の内容
（４）　手持ち業務の状況
（５）　配置予定技術者
（６）　手持ち機器等の状況
（７）　労務者の具体的供給の見通し
（８）　過去に受託した類似した公共業務名及び発注者
（９）　経営状況資料
(10)　その他必要事項

（適正な施工等の確保）

第６条　調査基準価格以下の入札を行った者が請負業者となるときは、適正な業務の履行を確保するため、次に措置を取るものとする。

(1)　履行体制のヒアリングは必ず行うこととし、履行体制の記載内容が低入札時価格調査時の内容と異なる場合は、その理由等について確認する。
(2)　業務計画書の内容のヒアリングを必ず行うこととし、業務計画書の記載内容が低入札時価格調査時の内容と異なる場合は、その理由等について確認する。
(3)　監督職員は、当該業務に係る監督業務において、提出された履行体制及び業務計画書の記載内容に沿った履行が実施されているか確認する。
(4)　その他適正な業務の遂行のため必要な措置を講ずることとする。

（その他）

第７条　この訓令に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この訓令は、令和２年６月１日から施行する。

（別表）

業務区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に１０分の４．８を乗じて得た額	―
建設関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に１０分の６を乗じて得た額	諸経費の額に１０分の６を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に１０分の９を乗じて得た額	一般管理費等の額に１０分の４．８を乗じて得た額
地質調査業務	直接人件費の額	間接調査費の額に１０分の９を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に１０分の８を乗じて得た額	諸経費の額に１０分の４．８を乗じて得た額
補償関係コンサルタント	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に１０分の９を乗じて得た額	一般管理費等の額に１０分の４．５を乗じて得た額